

個人情報保護に関する基本方針

社会福祉法人ホザナ園

個人情報の不適正な扱いは、児童のプライバシーや、名誉を傷つけたり、重大な人権侵害につながる可能性があります。社会福祉法人ホザナ園（以下「法人」）は、児童養護施設を運営し、入所児童の人権、プライバシーを保護する義務があります。

法人は、児童のプライバシーを多数保有しており、その取り扱いには万全、慎重を期す必要があります。そのために、法人では、個人情報に関する法令、関係法他、厚生労働省のガイドラインを遵守するとともに、以下に明確な「個人情報の取扱いに関する規程」を定め、法人として個人情報の保護を図り児童の人権、プライバシーを守ります。

個人情報の取扱いに関する規程

（目的）

第1条

本規程は、社会福祉法人ホザナ園（以下「法人」）が所有する個人情報の、基本的取扱い事項を定めることにより、個人のプライバシー及び人権の保護の徹底を目的とする。

（定義）

第2条

本「個人情報」規程で用いる「個人」とは、児童単独または、その親権者及びこれに代わる者（以下「本人」）を指す。

また「個人情報」とは、単独または他の情報との照合によって、容易に本人と識別され得る情報全般をいう。

（事務取扱い内容）

第3条

法人は本人の個人情報を以下の各号の目的のために使用する。なお、この場合は本人の同意は、原則として必要としない。

- 一 措置費請求及び各種補助金の請求、報告、行政機関等の調査、事故報告等
- 二 学校、病院、警察、児童相談所等への適正な情報提供
- 三 自立支援計画、児童記録等、児童の自立に必要な諸書類の作成・報告

- 四 児童の処遇の向上に資する目的で行われる施設内研修、事例検討等
- 五 守秘義務を守る確約を交わしている実習生、招待、ボランティア等への情報提供

(収集の範囲)

第4条

法人は、個人情報を収集するときは、前条に規定する個人情報の使用の他、本人が社会的・経済的に自立・協調して成長・生活できるようになるために必要な情報等を、必要な範囲内において適切かつ公正な手段により、児童相談所、医療機関、学校等の関係機関から収集することができるものとする。

(利用・収集の制限)

第5条

法人は、第3条及び第4条に規定する目的以外に、個人情報を利用、収集しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用、収集を制限するものではない。

- 一 法令等に定めがある場合
- 二 個人情報が出版、報道などにより公にされているとき
- 三 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき
- 四 その他、法人以外の者に提供することにつき相当の理由がある場合であって、本人の権利利益を不当に害する怖れがないと認められるとき。

(法人以外の者への提供に係る必要な措置)

第6条

法人は、個人情報を法人以外の業者等の第三者に提供する必要がある場合は、当該個人情報の提供を受け入れるものに対し、その使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付すとともに、又は安全確保措置（個人情報の漏洩、滅失及び棄損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置をいう）を講ずることを求めるものとする。

(適正管理)

第7条

法人は、個人情報保護の目的を達成するために、必要な範囲内で個人情報を正確かつ、最新の状態に保つとともに、安全確保の措置を講ずるように努める。また、保有

する必要のなくなった個人情報を遅滞なく、確実かつ速やかに破棄または消去するものとする。

(職員の義務)

第8条

法人の職員は、職務上知り得た個人情報を他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならない。これは、その職を退いた場合も同様である。

(個人情報の開示)

第9条

法人は、法人が保有している個人情報について、当該個人情報の本人からの開示の申し出があったときは、誠実かつ速やかにこれに応じるものとする。

また、開示するにあたり、開示内容を全て非開示若しくは一部非開示に制限する場合は、申し出者にその理由を説明する。

ただし、開示に際し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部について、開示をしないことが出来る。

- 一 開示をすることにより、第三者の正当な利益を害するおそれがあると認められる場合
- 二 法令等の規程により、開示することが出来ない場合
- 三 開示をすることにより、法人の円滑な運営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(個人情報の訂正)

第10条

法人は、前条の規定により開示を受けた自己の個人情報について、訂正の申し出があったときは必要な調査を行い、当該個人情報に誤りがあると認められるときは、これに応じるものとする。

(苦情処理)

第11条

法人は、個人情報の取扱いに係る苦情の申出があったときは、適切かつ迅速に対応するものとする。

(改廃)

第12条

本規程の改廃に当たっては、理事会の承認を得なければならない。

附則

「個人情報保護に関する基本方針」及び「個人情報取扱い規程」に関しては、平成25年4月1日より施行する。